

議案第68号

多可町木質バイオマス供給センター条例を廃止する条例の制定について

多可町木質バイオマス供給センター条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96号第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町木質バイオマス供給センター条例を廃止する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町木質バイオマス供給センター条例（平成18年多可町条例第50号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。